

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県知事管理漁獲可能量の変更

所管課(室)名

漁業振興課

告 示

長崎県告示第392号の2

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量(令和5年長崎県告示第255号)の一部を次のとおり変更し、令和5年5月30日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項</p> <p>令和5年4月1日から令和6年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。</p> <p>【くろまぐろ(小型魚)】 <u>872.100トン</u></p> <p>【くろまぐろ(大型魚)】 <u>194.400トン</u></p> <p>【するめいか】 現行水準</p>	<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項</p> <p>令和5年4月1日から令和6年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。</p> <p>【くろまぐろ(小型魚)】 <u>728.900トン</u></p> <p>【くろまぐろ(大型魚)】 <u>173.300トン</u></p> <p>【するめいか】 現行水準</p>
<p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項</p> <p>令和5年4月1日から令和6年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。</p> <p>【くろまぐろ(小型魚)】</p> <p>長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 <u>45.552トン</u></p> <p>長崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業 <u>812.076トン</u></p> <p>【くろまぐろ(大型魚)】</p> <p>長崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 <u>53.232トン</u></p> <p>長崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 <u>138.341トン</u></p> <p>【するめいか】</p> <p>長崎県するめいか漁業 現行水準</p>	<p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項</p> <p>令和5年4月1日から令和6年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。</p> <p>【くろまぐろ(小型魚)】</p> <p>長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 <u>41.289トン</u></p> <p>長崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業 <u>673.139トン</u></p> <p>【くろまぐろ(大型魚)】</p> <p>長崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 <u>51.948トン</u></p> <p>長崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 <u>118.525トン</u></p> <p>【するめいか】</p> <p>長崎県するめいか漁業 現行水準</p>

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト